

## ・住宅ローン控除の拡充・延長

以下のとおり、令和6年と同様の措置を引き続き実施。

○ 借入限度額について、子育て世帯・若者夫婦世帯※が令和7年に新築住宅等に入居する場合には、令

和4・5年入居の場合の水準[認定住宅:5,000万円、ZEH水準省エネ住宅:4,500万円、省エネ基準適合住宅:4,000万円]を維持する。

※ [1] 年齢19歳未満の扶養親族を有する者

[2] 年齢40歳未満であって配偶者を有する者又は年齢40歳以上であって年齢40歳未満の配偶

者を有する者が、住宅ローン減税の適用を受ける場合([1]又は[2]に該当するか否かについ

ては、入居した年の12月31日時点の現況による)が対象となります。

○ 新築住宅の床面積要件を40m<sup>2</sup>以上に緩和する措置(合計所得金額1,000万円以下の年分に限る。)

について、建築確認の期限を令和7年12月31日(改正前:令和6年12月31日)に延長する

## ・基礎控除の見直し

合計所得額 (収入が給与だけの場合の収入金額)	改正前	改正後
132万円以下 (200万3,999円以下)		95万円
132万円超336万円以下 (200万3,999円超475万1,999円以下)	48万円	88万円
336万円超489万円以下 (475万1,999円超665万5,556円以下)		68万円
489万円超655万円以下 (665万5,556円超850万円以下)		63万円
655万円超2,350万円以下 (850万円超2,545万円以下)		58万円

## ・給与所得控除の見直し

給与の収入金額	改正前	改正後
162万5千円以下	55万円	
162万5千円超 180万円以下	その収入金額×40%-10万円	65万円
180万円超 190万円以下	その収入金額×30%+8万円	

注意:給与収入金額 190万円超の場合の給与所得控除額に改正はありません。

## ・特定親族特別控除の創設

特定親族の合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額)	特定親族特別控除額
58万円超 85万円以下(123万円超 150万円以下)	63万円
85万円超 90万円以下(150万円超 155万円以下)	61万円
90万円超 95万円以下(155万円超 160万円以下)	51万円
95万円超 100万円以下(160万円超 165万円以下)	41万円
100万円超 105万円以下(165万円超 170万円以下)	31万円
105万円超 110万円以下(170万円超 175万円以下)	21万円
110万円超 115万円以下(175万円超 180万円以下)	11万円
115万円超 120万円以下(180万円超 185万円以下)	6万円
120万円超 123万円以下(185万円超 188万円以下)	3万円
123万円超	0円

特定親族とは、居住者と生計を一にする年齢 19歳以上 23歳未満の親族(青色、白色事業専従は対象外)

## ・扶養親族等の所得要件の改正

扶養親族等の区分	所得要件 (収入が給与だけの場合の収入金額)	改正後
	改正前	
扶養親族 同一成型配偶者、ひとり親の生計を一 にする子	48万円以下 (103万円以下)	58万円以下 (123万円以下)
配偶者特別控除 の対象となる配偶者	48万円超 133万円以下 (103万円超 201万5,999円以下)	58万円超 133万円以下 (123万円超 201万5,999円以下)
勤労学生	75万円以下 (130万円以下)	85万円以下 (150万円以下)